

別表4（第7条関係）

	1 事業所（※1, 2, 3）	2 基準単価 （千円）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
1	通所介護事業所（※4）	通常規模型	537	第6条第4号及び第8号に規定する補助対象経費	10分の10
2		大規模型（Ⅰ）	684		
3		大規模型（Ⅱ）	889		
4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む。）		231		
5	認知症対応型通所介護事業所		226		
6	通所リハビリテーション事業所（※4）	通常規模型	564		
7		大規模型（Ⅰ）	710		
8		大規模型（Ⅱ）	1,133		

（※1）対象事業所・施設については、交付申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

（※2）各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

（※3）介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所（通常規模型）として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととし、基準単価は介護サービスの種別により判断する。

（※4）通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、交付申請時点で判断する。